

## 資料 2

### 建設工事請負契約追加条項・約款追加条文（PFI事業者と建設業者とで締結）

#### 【契約書追加条項】

##### 所有権の帰属

工事目的物の所有権は、原始的に発注者(PFI事業者)に帰属する。

#### 【約款追加条文】

##### (所有権)

第 条 発注者は 整備 PFI 事業の事業遂行のために設立された特別目的会社であり、工事目的物の所有権は、請負代金の支払いの有無にかかわらず、発注者が原始的に取得する。また、請負者は、発注者が工事目的物の所有権を、竣工後直ちに公共(公共施設等の管理者等)に移転することを承諾するものとする。

二. 前項は、請負者の請負代金請求権に何ら影響を及ぼすものではない。